

[事案 23-91] 予定年金額支払請求

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

個人年金保険の満期後の支払額が、契約時の設計書記載の金額より少ないとして、設計書記載の金額での支払を求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 8 月に加入した個人年金保険の満期（平成 26 年）を迎えるにあたり、年金受取総額について保険会社に問い合わせたところ、設計書に記載の受取金額と保険会社から回答された金額に大きな開きがあることが判明した。本契約は、予定利率 5.5% で運用しているはずであり、保険会社の主張する金額になるはずがない。これは、保険会社が勝手に予定利率を変更したためであり、コンプライアンスの観点から問題がある。よって、予定利率変更前の設計書記載どおりに、社員配当金と増加年金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、設計書記載どおりの金額を支払ってほしいという請求に応ずることはできない。

- (1) 配当金を原資とする部分については、約款に基づき本契約の配当金額を決定しており、配当金はすでに申立人へ支払を済ませている。
- (2) 設計書記載の金額は当時の状況を元に試算した数値であって、将来の支払を確約したものではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面に基づき審理した結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1) 社員配当金について

約款の記載によれば、社員配当金とは、年金支払開始前の毎事業年度ごとに割り当てられるもので、その金額や利率が契約時に予め決まっているものではなく、各年度の実績によって、支払われないことも十分ありうるものである。

よって、申立人の主張する社員配当金の支払金額が、契約時に決定していると判断することはできない。

(2) 増加年金について

約款によれば、年金を受取っている間に社員配当金を支払える場合には、契約者は、毎年の年金とともに現金で受け取るか、そのまま、積み立てておくか、保険会社の定めるところにより増加年金を買い増すかの選択をすることができる旨の記載がされており、これが、申立人の主張する増加年金に該当する。

社員配当金が、前記のとおりのものである以上、増加年金の支払金額も、契約時に

決定していると判断することはできない。

- (3) なお、申立人は、設計書の記載を理由に、設計書に記載のとおり金額の支払を求め、設計書は説明補助資料であって契約時の説明資料に過ぎず、約款の規定に拘わらず設計書の記載によって契約内容が決定されるものではなく、申立人提出の設計書にも、変動の可能性と将来の支払を約束するものではない旨の記載がある。

設計書に記載された予測金額と実際に支払われる金額が乖離していることが、申立人の老後の生活設計に支障を生じさせることは、よく理解できるところではあるものの、その主たる原因は、いわゆるバブル経済崩壊後の予測困難な経済状況の変化にあり、また多くの他の生命保険契約においても同様の事態を生じているところであって、これをもって保険会社の法的責任を問うことは困難であると言わざるを得ない。

また、申立人は、申立契約の予定利率が確定していることを、主張の根拠として挙げるが、予定利率は、契約期間中に得られる運用収益を予め見込んで保険料を算出する際の割引率のことであり、保険料を積み立てたものを運用する際の利率ではない。